

## 資料 1

### 総合海洋政策本部及び総合海洋政策本部事務局の設置について

- |  |       |
|--|-------|
| 1 . 海洋基本法（平成 19 年法律第 33 号）抜粋                             | ・・・ 1 |
| 2 . 総合海洋政策本部令（平成 19 年政令第 202 号）                          | ・・・ 2 |
| 3 . 海洋基本法の施行期日を定める政令<br>( 平成 19 年政令第 201 号 )             | ・・・ 3 |
| 4 . 総合海洋政策本部事務局の設置に関する規則<br>( 平成 19 年 6 月 26 日内閣総理大臣決定 ) | ・・・ 3 |

## 1. 海洋基本法（平成19年法律第33号）抜粋

### 第四章 総合海洋政策本部

#### （設置）

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第三十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

#### （組織）

第三十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもって組織する。

#### （総合海洋政策本部長）

第三十二条 本部の長は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

#### （総合海洋政策副本部長）

第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

#### （総合海洋政策本部員）

第三十四条 本部に、総合海洋政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

#### （資料の提出その他の協力）

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 2. 総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）

内閣は、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(参与会議)

第一条 総合海洋政策本部に、参与会議を置く。

2 参与会議は、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。

3 参与会議は、参与十人以内をもって組織する。

4 参与は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(参与の任期等)

第二条 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

2 参与は、再任されることができる。

3 参与は、非常勤とする。

(総合海洋政策本部の運営)

第三条 この政令に定めるもののほか、総合海洋政策本部の運営に関し必要な事項は、総合海洋政策本部長が総合海洋政策本部に諮って定める。

## 附 則

この政令は、海洋基本法の施行の日（平成十九年七月二十日）から施行する。

### 3. 海洋基本法の施行期日を定める政令（平成19年政令第201号）

内閣は、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋基本法の施行期日は、平成十九年七月二十日とする。

### 4. 総合海洋政策本部事務局の設置に関する規則（平成19年6月26日内閣総理大臣決定）

#### （設置及び任務）

第1条 内閣官房に、総合海洋政策本部に係る事務を処理するため、総合海洋政策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

#### （組織）

第2条 事務局に、事務局長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

3 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

4 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

5 局員は、非常勤とすることができる。

#### （補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年7月20日から実施する。

2 (略)

3 大陸棚調査対策室の設置に関する規則（平成15年12月4日内閣総理大臣決定）は、平成19年7月20日をもって廃止する。